

中国税関と国際貿易の動向——税関への自発的開示に係る新規定の解説

2023 年 10 月

背景

2014 年からの企業による自主管理施策の展開以後、中国税関は中国の国情に合った自発的な開示制度体系の構築を積極的に検討してきました。これは、企業に対する「信用に基づく利便性の供与、信用失墜に対する懲戒」という管理モデルの実現を目的としています。

税関総署は 2019 年に税関総署令第 161 号公告、2022 年に税関総署令第 54 号公告（以下、「54 号公告」）をそれぞれ公布し、企業の自発的開示に対する税関の要求及び規定を段階的に明確化しています。今回、税関総署令 2023 年第 127 号公告「規定違反行為の自発的開示に係る事項の処理に関する公告」（以下、「127 号公告」）の公布に伴い、規定違反行為に関する自発的開示規則に新たな変化が生じました。127 号公告に基づく新規定は 2023 年 10 月 11 日より施行されており、これに伴い 54 号公告は同日に廃止となっています。

新規定における主な変化

54 号公告に比べ 127 号公告では自発的開示により行政処分が免除される行為の範囲及び期間が拡大されており、企業の自主管理、自発的開示による恩典が拡大されています。新規定における主な変化は以下の 6 項目にまとめられます。

1. 自発的開示の適用対象——自発的開示の範囲が税額に関する違反行為から 7 種類の違反行為へ拡大

127 号公告	54 号公告
以下の 7 種類の違反行為へ適用範囲を拡大。 - 税額に関する違反行為 - 輸出税還付管理に影響を与える行為 - 加工貿易企業の実際の単位消費量が申告値を下回る行為 - 税関統計の正確性に影響を与える行為 - 税関監督管理秩序に影響を与える行為 「中華人民共和国税関行政処罰实施条例」第 18 条の規定に該当する行為 - 税関検査検疫業務規定に違反する行為	税額に関する違反行為にのみ適用。

注目すべき点として、以下 2 点が自発的開示の適用範囲に新规定で追加されたことは、重要性が乏しい手続上の規定違反は通常罰しないという原則を明確にしたものと考えられます。

- 「中華人民共和国税関行政処分实施条例」第 18 条規定が適用され、国家の出入国に関する管理、輸出税還付管理、徴税及び許可証管理の税関規定違反行為への影響がない場合。
- 輸出入企業・法人の税関検査検疫業務規定に違反する行為であるものの、税関手続を適時に処理することが可能で、危害を及ぼす結果を生じない場合。但し、検疫類事項、及び検疫類に係る安全、環境保護、衛生類事項に関する違反行為を除く。

2. 税額に関する事項の自発的開示申請期間——1 年内から 2 年内へ延長

127 号公告	54 号公告
• 税額に関する違反行為が発生した日から 6 ヶ月以内に税関に自発的に開示する場合。 • 税額に関する違反行為が発生した日から 6 カ月から 2 年以内に税関に自主的開示し、納付漏れ・過少納付の税額が納付すべき税額の 30% 以下、または納付漏れ・過少納付の税額が人民元 100 万元以下となる場合。	• 税額に関する違反行為が発生した日から 6 ヶ月以内に税関に自主的開示する場合。 • 税額に関する違反行為が発生した日から 6 カ月から 1 年以内に税関に自主開示し、納付漏れ・過少納付の税額が納付すべき税額の 30% 以下、または納付漏れ・過少納付の税額が人民元 100 万元以下となる場合。

3. 延滞金減免の申請条件の緩和——「税関が自発的開示であり行政処分を行わないと認めた場合」から「税関が自発的開示と認めた場合」へ緩和

127 号公告	54 号公告
• 輸出入企業・法人が自発的に税関へその税務規定違反事項を書面で報告し、かつ適時に是正し、税関が自発的開示と認めた場合、輸出入企業・法人は税関へ税額延滞金の減免を申請することができる。	• 輸出入企業・法人が自発的に税関へその税務規定違反事項を書面で報告し、かつ税関による処置を受け、税関が自発的開示であり行政処分を行わないと認めた場合、輸出入企業・法人は税関へ税額延滞金の減免を申請することができる。

4. 同一事項における再度の自発的開示——「同一規定違反行為」の定義が明確化されたほか、「(完全に)適用しない」から「1 年内で 2 回目以上の税関への自発的開示の場合、適用しない」へ条件が緩和され、「ロイヤルティに係る再度の自発的開示には適用しない」旨が追加

127 号公告	54 号公告
• 輸出入企業・法人の同一税関規定違反行為(性質が同じで且つ同じ法律条文の同一条項規定の違反行為)について、1 年内(連続 12 ヶ月)に税関に対して 2 回以上の自発的開示をする場合、本公告の関連規定を適用しない。 • ライセンサーからライセンシーに対する同一貨物への 1 回または複数のロイヤルティについて、輸出入企業、業者が再び税関に自発的開示をする場合、本公告の関連規定を適用しない	• 輸出入企業・法人の同一税額に関する税関規定違反行為について、税関へ自発的開示を再度行う場合、本公告の関連規定を適用しない。

注目すべき点として、127 号公告では、ロイヤルティに係る税関への再度の自発的開示は適用されないことを明確化しています。つまり、ロイヤルティについて自発的開示政策を適用する機会は 1 度のみであると言えます。ただし、これまで、自発的開示を通じてロイヤルティの事後的な課税を定期的に処理するケースがよく見られたものの、最近においては「ロイヤルティの後続徴税」(コード 9500)が、自発的開示に代わるロイヤルティの継続的な追納の主流方式となっています。

5. 企業信用に対する影響——例外事項を規定

127 号公告	54 号公告
輸出入企業・法人が自発的に開示し、且つ税関より警告、または 100 万元以下の罰金で処分される行為については、税関認定企業の信用状況に記録されない。高級認証企業が税関規定違反行為の自発の開示を行う場合、税関は立件調査期間の間、当該企業への優遇措置適用を中断しない。但し、安全、環境保護、衛生に係る検査事項は除く。	輸出入企業・法人が自発的に開示し、且つ税関より警告、または 100 万元以下の罰金で行政処分される行為については、税関認定企業の信用状況に記録されない。高級認証企業が税関規定違反行為の自発の開示を行う場合、税関は立件調査期間の間、当該企業への優遇措置適用を中断しない。

6. 税関文書——自発の開示報告受理書の発行を規定

税関文書に関しては、新規定の添付資料では 54 号公告で規定された「自発の開示報告書」のほか、「自発の開示報告受理書」も規定されており、自発の開示に関する手続面の整備がより進んでいます。

7. 公告有効期間——1 年半から 2 年へ延長

127 号公告	54 号公告
有効期間は 2023 年 10 月 11 日から 2025 年 10 月 10 日まで。	有効期間は 2027 年 7 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで。

PwC の見解

54 号公告の公布から 1 年余りを経て税関総署が改めて公開した 127 号公告は、税関が注力する貿易の安定、質向上の促進、自発の開示制度の構築、整備を大きく推進しています。

多くの企業において注目すべき点として、新規定において自発の開示により行政処分が免除される範囲が拡大されました。新規定の施行に当たって各社におかれては、以下のポイントを考慮し、自発の開示制度を十分に利用できるよう、広範なコンプライアンスレビューを積極的に展開し、軽微な規定違反行為に伴う企業経営上の影響を低減することが推奨されます。

積極的なセルフチェック

輸出入を行う企業では、HS コード、価格、原産地などの税額に影響する要素、及び輸出入検査検疫、加工貿易などの規定違反リスクが比較的高い分野など、輸出入業務に対する定期的なセルフチェックの実施が推奨されます。コンプライアンスリスクを発見した場合、適時に検証を行い、税関への自発の開示の可能性を検討することも推奨されます。

輸出入コンプライアンス体系の構築または改善

また、輸出入に関する内部コンプライアンス体系を構築・改善し、自発の開示をコンプライアンスリスク対応における措置の 1 つとして設定することが推奨されます。このほか中国税関の高級認証企業 (Authorized Economic Operator: 認定事業者) において規定されている各種管理措置に関する優遇措置を享受できるよう、中国税関の高級認証企業の認定に関する検討も推奨されます。

自発の開示の申請手段の構築

企業内部における自発の開示の申請プロセスを構築するとともに、企業内部で自発の開示を担当する関税業務人員その他を自発の開示政策やコンプライアンスに関する研修に参加させるなどの対応を図ることで、全体的なコンプライアンス意識を強化することが推奨されます。また企業と税関との間における適時・適切なコミュニケーションを実現する体制を構築し、自発の開示を受理する税関の実際の窓口部門 (調査部門、港灣総合業務部門など) を把握し、自発の開示事項の内容及び必要性に応じた対応方針の選択を行えるような仕組みを構築することが望ましいと考えます。

PwC がサポートできる事項

自発的開示業務について、PwC は以下の観点において企業をサポートしています。

- 企業のコンプライアンスレビューをサポートし、潜在的なリスクを発見
- 企業における税関の注目事項に対する理解向上へのサポート、自発的開示プロセスにおける詳細な実務及び戦略面における専門的なアドバイスの提供
- 企業が税関へ提出する「自発的開示報告書」及び状況説明などの添付資料の作成、レビューに関するサポート
- 企業と税関の協議サポート、コンプライアンス違反に伴う企業の信用失墜リスク及び財務リスクの管理

お問い合わせ

PwC 中国国際貿易サービス部は、税関業務と国際貿易分野において豊富な実践経験を有し、より詳細な情報をお求めになりたい場合は、私どもにご連絡ください。

聶清(Asta Nie)
PwC 中国国際貿易サービス部
中国本土及び香港地区主管パートナー
TEL: +86 (21) 2323 2269
MAIL: asta.nie@cn.pwc.com

潘南山(Nathan Pan)
PwC 中国国際貿易サービス部
華北地区パートナー
TEL: +86 (10) 6533 3730
MAIL: nathan.pan@cn.pwc.com

葛志偉(Geogy Ge)
PwC 中国国際貿易サービス部
華中地区パートナー
TEL: +86 (21) 2323 8089
MAIL: geogy.z.ge@cn.pwc.com

張承淙 (Michael Zhang)
PwC 中国国際貿易サービス部
シニアマネージャー(ジャパンスク)
TEL: +86 (21) 2323 1544
MAIL: michael.cc.zhang@cn.pwc.com

韓滢(Helen Han)
PwC 中国国際貿易サービス部
華北地区パートナー
TEL: +86 (10) 6533 2811
MAIL: helen.y.han@cn.pwc.com

吳剛(Ryan Wu)
PwC 中国国際貿易サービス部
中国南部及び香港地区パートナー
TEL: +86 (755) 8261 8891
MAIL: ryan.ga.wu@cn.pwc.com

石垣 剛 (Go Ishigaki)
PwC 中国日本企業部
シニアマネージャー
TEL: +86 (21) 2323 5099
MAIL: go.ga.ishigaki@cn.pwc.com

中国における税関及び国際貿易は複雑ではあるものの、正確なソリューションを備えることによりかえって簡潔化することができます。十分に計画され、周到に構造化されたソリューションはコストを節減し、高度なコンプライアンスを確保するとともに、税関審査プロセスにおける不要な想定外事態を低減できます。PwC のプロフェッショナルが持つ中国地域における税関及び国際貿易方面の実務経験は、貨物輸出入に係るアドバイス及びサービスの提供によって価値を創出し、コンプライアンス及び管理リスクを確保させます。

国際貿易サービス部(WMS)は、PwC におけるグローバルでの通関及び国際貿易コンサルティング業務に専門的に従事するチームです。1992 年のアジア進出以降、地域性、総合性で極めて優れたチームへと発展し、各主要オフィス地域にはいずれもフルタイムでのプロフェッショナル人材を抱えております。我々のチームはアジア地域の現地居住者、及び異なる背景を持つ外国籍者で構成され、元政府上級官僚、税関職員、国際貿易弁護士、会計士、及び税関・国際貿易等の専門分野で豊富な業務経験を持つプロフェッショナルが揃っています。

www.pwccn.com

© 2023 PwC。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

中国海关与国际贸易分享—— 解读海关主动披露新规

二零二三年十月

背景

自 2014 年开展企业自律管理试点以来，中国海关积极探索建立适应中国国情的主动披露制度体系，旨在法制层面落实对于企业“诚信便利、失信惩戒”的管理理念。

为此，海关总署曾分别出台 2019 年第 161 号公告和 2022 年第 54 号公告，逐步明确海关对于企业主动披露的要求和规定。近日，随着海关总署发布 2023 年第 127 号公告——《关于处理主动披露违规行为有关事项的公告》（以下简称“127 号公告”），违规行为的主动披露规则将再次迎来新变化。根据 127 号公告，新规于 2023 年 10 月 11 日起生效，并将同时废止海关总署 2022 年第 54 号公告（以下简称“54 号公告”）。

主动披露新规主要变化

总体而言，对比 54 号公告，127 号公告对于主动披露不予行政处罚的适用范围和时限进行了拓宽，持续释放企业自律管理、主动披露的红利。新规的主要变化总结如下：

主动披露适用事项——由涉税违规行为扩大至各类违规行为

127号公告	54号公告
由涉税违规行为扩大至以下七类违规行为： • 涉税违规行为 • 影响国家出口退税管理行为 • 加工贸易企业实际单耗低于申报单耗行为 • 影响海关统计准确性的行为 • 影响海关监管秩序的行为 • 适用《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》第十八条规定处理的行为 • 违反海关检验检疫业务规定的行为	仅适用于涉税违规行为。

值得注意的是，新规通过将主动披露适用事项范围扩大至以下方面，明确了程序性违规一般不罚的原则：

- 适用《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》第十八条规定处理，未影响国家有关进出境的禁止性管理、出口退税管理、税款征收和许可证件管理的违反海关规定行为的；
- 进出口企业、单位违反海关检验检疫业务规定的行为，且能够及时办理海关手续，未造成危害后果的。但涉及检疫类事项，以及检验类涉及安全、环保、卫生类事项的除外。

涉税事项主动披露申请时间 —— 由一年内延长至两年内

127号公告	54号公告
• 自涉税违规行为发生之日起六个月以内 • 自涉税违规行为发生之日起超过六个月但在两年以内向海关主动披露，漏缴、少缴税款占应缴纳税款比例30%以下的，或者漏缴、少缴税款在人民币100万元以下的	• 自涉税违规行为发生之日起六个月内 • 自涉税违规行为发生之日起六个月后一年以内向海关主动披露，漏缴、少缴税款占应缴纳税款比例30%以下的，或者漏缴、少缴税款在人民币100万元以下的

滞纳金减免申请条件 —— 由“海关认定为主动披露不予行政处罚的”放宽至“经海关认定为主动披露的”

127号公告	54号公告
• 进出口企业、单位主动向海关书面报告其涉税违规行为并及时改正，经海关认定为主动披露的，进出口企业、单位可依法向海关申请减免税款滞纳金	• 进出口企业、单位主动向海关书面报告其涉税违规行为并接受海关处理，海关认定为主动披露不予行政处罚的，进出口企业、单位可依法向海关申请减免税款滞纳金

同一事项重复主动披露 —— 明确“同一违规行为”的定义，且由完全“不予适用”放宽至“一年内第二次及以上向海关主动披露的，不予适用”，强调“涉及权利许可的再次主动披露，不予适用”

127号公告	54号公告
• 进出口企业、单位对同一违反海关规定行为（指性质相同且违反同一法律条文同一款项规定的行为）一年内（连续12个月）第二次及以上向海关主动披露的，不予适用本公告有关规定 • 涉及权利人对被授权人基于同一货物进行的一次或多次权利许可，进出口企业、单位再次向海关主动披露的，不予适用本公告有关规定	• 进出口企业、单位对同一涉税违规行为再次向海关主动披露的，不予适用本公告有关规定

值得注意的是，127号公告中明确提出涉及权利许可再次向海关主动披露的，不予适用。也就是说，对于实操中较为常见的特许权使用费，仅有一次适用主动披露政策的机会。根据普华永道的观察，虽然过去企业经常采用定期进行主动披露的方式处理特许权使用费后续补税问题，但目前“特许权使用费后续征税”（代码 9500）已经取代主动披露成为特许权使用费延续性补税的主流方式。

对企业信用的影响 —— 强调了例外事项

127号公告	54号公告
进出口企业、单位主动披露且被海关处以警告或者100万元以下罚款的行为，不列入海关认定企业信用状况的记录。高级认证企业主动披露违反海关规定行为的，海关立案调查期间不暂停对该企业适用相应管理措施。但检验类涉及安全、环保、卫生类事项的除外	进出口企业、单位主动披露且被海关处以警告或者100万元以下罚款行政处罚的行为，不列入海关认定企业信用状况的记录。高级认证企业主动披露涉税违规行为的，海关立案调查期间不暂停对该企业适用相应管理措施

海关文书 —— 首次发布主动披露报告签收单

在海关文书方面，新规发布的附件除了 54 号公告已经发布的《主动披露报告表》之外，也首次发布了《主动披露报告签收单》，进一步规范了主动披露受理工作。

公告有效期 —— 由一年半延长至两年

127号公告	54号公告
有效期自2023年10月11日起至2025年10月10日	有效期自2022年7月1日起至2023年12月31日

普华永道观察及建议

距离 54 号公告发布一年之余，海关总署再次出台主动披露新规，是海关致力促进外贸保稳提质，建立完善主动披露制度的重要举措。

值得广大企业注意的是，新规是首次将主动披露不予处罚的适用范围扩大至涉税违规行为之外的其他违规行为。在新规实施之际，普华永道建议企业重点考虑以下方面，积极开展较为广泛的合规性审查，以便充分利用主动披露制度、减少可能的轻微违规行为对企业经营的影响。

积极开展较为广泛的自我核查

建议广大进出口企业定期对进出口业务进行自查，包括税号、价格、原产地等涉税要素，以及进出口检验检疫、加工贸易等违规风险较高领域。如发现合规风险，及时进行评估，并考虑向海关进行主动披露的可能性。

搭建或完善进出口合规体系

建议企业建立或完善内部合规体系建设，并将主动披露设置为合规风险应对的应急措施之一。此外，还可以考虑申请成为中国海关经认证的经营者（AEO）认证企业，以便在特殊情形下，可以享受相应的政策红利。

建立主动披露沟通渠道

在企业内部建立顺畅的主动披露沟通渠道，负责主动披露的关务人员以及相关的业务人员应参加主动披露相关的政策宣贯和合规培训，增强整体的合规意识。同时，建议企业与海关之间建立实时和高效的沟通机制，了解海关接受主动披露的具体窗口部门（例如稽查部门、口岸综合业务部门等），并根据主动披露事项的具体性质和需要进行选择。

普华永道参与

对于主动披露工作，普华永道可以从以下方面为企业提供帮助：

- 协助企业开展合规性审查，发现潜在风险；
- 协助企业了解海关关注重点，在主动披露的过程中提供专业的技术及策略建议；
- 协助企业起草、审阅向海关提交的《主动披露报告表》及情况说明等随附资料；
- 协助企业与海关沟通、控制因不合规问题可能导致的名誉受损和财务风险。

联系方式

普华永道国际贸易服务团队在海关企业信用管理领域积累了丰富的实践经验，如需更多了解更多信息，请联系：

聂 清 (Asta Nie)
普华永道中国国际贸易服务部
合伙人
中国内地以及香港地区
电话：+86 (21) 2323 2269
邮件：asta.nie@cn.pwc.com

韩 滢 (Helen Han)
普华永道中国国际贸易服务部
合伙人
华北地区
电话：+86 (10) 6533 2811
邮件：helen.y.han@cn.pwc.com

潘 南山 (Nathan Pan)
普华永道中国国际贸易服务部
合伙人
华北地区
电话：+86 (10) 6533 3730
邮件：nathan.pan@cn.pwc.com

吴 刚 (Ryan Wu)
普华永道中国国际贸易服务部
合伙人
华南及香港地区
电话：+86 (755) 8261 8891
邮件：ryan.ga.wu@cn.pwc.com

葛 志伟 (Geogy Ge)
普华永道中国国际贸易服务部
合伙人
华中地区
电话：+86 (21) 2323 8089
邮件：geogy.z.ge@cn.pwc.com

张 承淙 (Michael Zhang)
普华永道中国国际贸易服务部
高级经理（日企业务）
电话：+86 (21) 2323 1544
邮件：michael.cc.zhang@cn.pwc.com

石垣 刚 (Go Ishigaki)
PwC 中国日本企业部
高级经理
电话：+86 (21) 2323 5210
邮件：go.ga.ishigaki@cn.pwc.com

在中国，海关和国际贸易虽然复杂，但拥有正确的解决方案却可以化繁为简。一个计划充分，结构严谨的解决方案可以节省成本，确保高度合规，并可以减少在稽查过程中不必要的意外。普华永道的专业人员在大中国地区海关和国际贸易方面的实践经验可以提供与货物进出口有关的意见和服务来创造价值，确保合规和管理风险。

国际贸易服务部(WMS)是普华永道专门服务于全球海关和国际贸易咨询业务的团队。自 1992 年进入亚洲以来已发展成为区域性、综合性极强的团队，在各个主要办公地点都拥有全职专业人才。我们的团队由亚洲地区本地居民和具有不同背景的外籍人士组成，包括前政府高级官员、海关官员、国际贸易律师、会计师，以及在物流、海关和国际贸易等专业领域具有丰富工作经历的专家。

www.pwccn.com

© 2023 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。
每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。